



平成 28 年度

美作国観光連盟バスツアー補助金 概要

美作国観光連盟では、美作国管内の観光資源の活用、観光客の誘客を推進するため、美作国管内を来訪される観光バスツアーを主催する旅行業者様に対し補助金を交付いたします。

【美作国管内とは】津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、
奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町 以上10市町村

【実施期間】 [一期] 平成28年 7月 1日～平成28年10月31日

[二期] 平成28年11月 1日～平成29年 3月31日

※ただし上記期間内に催行されるものに限る

※交付申請額が本事業の予算額に達した時点で補助金募集終了とする

【補助金額】 宿泊ツアー **20,000円**

日帰りツアー **10,000円**

※共にバス1台当たり、各期につき1事業者3台まで（一期・二期 計6台まで）

【条件】 宿泊ツアー、日帰りツアー共に、下記①～⑦の条件を満たすこと。

- ①バス1台あたり参加人数が20名以上（「指定観光施設等利用証明書」又は「宿泊証明書」による）であること。（添乗員等は除く）
- ②ツアー参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ③旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- ④他の自治体等から補助金、助成金等を交付されたツアーであっても、条件を満たすものであれば交付対象とする。
- ⑤美作国管内の指定観光施設店、飲食店、イベント等（以下指定観光施設等）を利用し「指定観光施設等利用証明書」を発行してもらうこと。
- ⑥宿泊ツアーは美作国管内の宿泊施設に宿泊し「宿泊証明書」を発行してもらうこと。
- ⑦日帰りツアーは指定観光施設等の1か所は有料施設（団体としての支払/昼食箇所）であること。（⑤⑥⑦詳細条件等は下記参照）

【申請方法】 ※様式は美作国観光連盟H.P「美観連バスツアー補助金様式集」からダウンロード

ツアー催行15日前に「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出し内容について審査を受けます。申請内容が適当と認められた場合「補助金交付決定書（様式第2号）」が発行されます。ツアー終了後30日以内に「実績報告書（様式第4号）」「宿泊証明書（様式第5号）」、「指定観光施設等利用証明書（様式第6号）」を提出していただき審査が終了すると、条件を満たした催行のバス台数分の補助金を交付します。（「美観連バスツアー補助金・申請から精算までの流れ」参照）

【お問合せ先】【書類送付先】

〒708-0022 岡山県津山市山下30-9 津山商工会館 4階

美作国観光連盟 事務局 (9:00~17:00 土日祝を除く)

TEL:0868-20-1985/FAX:0868-20-1986

bus@mimasakanokunikankou.jp

【 詳細条件等 】

宿泊ツアー 指定観光施設等3か所（3地区）+ 宿泊施設1泊 以上
A～J地区の各地区の指定観光施設等最低1か所3地区 以上利用に加え
A～J地区のいずれかの地区の宿泊施設に1泊以上は宿泊すること

日帰りツアー 指定観光施設等2か所（2地区） 以上
A～J地区の各地区の指定観光施設等最低1か所2地区 以上利用すること

各地区指定観光施設等（その他、美作国管内宿泊施設での団体昼食含む）

A.津山市 5か所 B.真庭市 24か所 C.美作市 31か所

D.新庄村 4か所 E.鏡野町 18か所 F.勝央町 3か所

G.奈義町 6か所 H.西粟倉村 3か所 I.久米南町 2か所

J.美咲町 5か所 計 101か所

以上